

# 乙第10号証

平成27年9月9日 水曜日

官 報

(号外第206号) (2分冊の1)

明治二十九年九月三十日  
第三種郵便物認可



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(六五)
- 農林水産省組織令等の一部を改正する政令(三一九)
- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(三二〇)
- 競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三二一)
- 競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令(三二二)
- がん登録等の推進に関する法律施行令(三二三)
- がん登録等の推進に関する法律施行規則(厚生労働二二七)

## 〔省 令〕

## 〔法 律〕

## 〔目 次〕



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 〔官 報〕

### 官 報 事 項

## 〔公 告〕

### 諸 事 項

裁判所  
破産、免責、再生関係

独立行政法人都市再生機構、第三十七回(平成二十七年度)エネルギー管理士試験合格者、日本弁護士連合会懲戒処分取消訴訟の判決確定・懲戒の処分関係

地方公共団体  
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他  
会社決算公告

成の処分関係  
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他  
会社決算公告

成の処分関係  
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係

成の処分関係  
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係

## 本号で公布された法令のあらまし

一 法令の一部を改正する法律(六五)

◇個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(六五)

1 目的  
この法律は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目표とすることとした。(第一条関係)

2 定義  
定義に関することとして、次に掲げるものを規定することとした。(第二条関係)

(一)個人識別符号  
(二)要配慮個人情報

3 国民の権利と義務  
国民の権利と義務を定めることとして、次に掲げるものを規定することとした。(第三条関係)

4 事業者と個人の権利と義務  
事業者と個人の権利と義務を定めることとして、次に掲げるものを規定することとした。(第四条関係)

5 第三者提供の制限  
第三者による第三者への提供の制限を規定することとした。(第五条関係)

6 監督  
監督に関する規定を設けた。

7 民間団体による個人情報の保護の推進  
民間団体による個人情報の保護の推進に関する規定を設けた。

8 個人情報保護委員会に関する規定  
個人情報保護委員会に関する規定を設けた。

9 雜則  
個人情報保護委員会に関する規定を設けた。

10 制則  
個人情報保護事業者若しくはその従業者はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報をデータベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則について規定することとした。(第二条関係)

11 その他  
その他所要の規定の整備をすることとした。



3	3 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部改正関係
4	4 年金積立金管理運用独立行政法人の主たる事務所の所在地に関する経過措置の期限を定めた規定を削除することとした。(附則第八条関係)
5	5 福祉医療機構が承継債権管理回収業務において回収した債権の元本の金額が年金特別会計定期的に納付されることに伴い、年金特別会計の業務勘定から健康勘定等に繰り入れる収入に関する規定について所要の規定の整理を行うこととした。(第五七条関係)
6	6 この政令は、平成二七年一〇月一日から施行する」ととした。
7	◇競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三二一号)(農林水産省)
8	8 競馬法の一部を改正する法律(平成二七年法律第八号)の施行期日を平成二七年一月一日とすることとした。
9	9 海外競走勝馬投票執務委員
10	10 受領者による全国がん登録情報及び都道府県がん情報の保有の期間の限度は、当該情報の提供を受けた日から起算して五年を経過した日の属する年の一二月三一日又は当該情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間等とする」とした。(第九条関係)
11	11 法第四〇条第一項の規定による法第三十九条の規定その他の事項を考慮して原生労働大臣が定める基準に従つて算定した額(その額が当該費用につき現に要した金額を超えるときは、当該金額に二分の一を乗じて得た額)について行うこととした。(第一一条関係)
12	12 法第四〇条第一項の規定により情報の提供を受ける者が納付すべき手数料の額は、全国がん登録情報の匿名化及び提供等に要する額の合計額とする」とした。(第一一条関係)
13	13 法附則第二条第一項の政令で定める調査研究は、がんに係る調査研究のうち法の施行の日前にがんに係る調査研究の実施に係る計画においてその対象とされる者の範囲が定められたものとする」とした。(附則第二条第一項関係)
14	14 都道府県知事は、八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聽くこととする」とした。(附則第三条関係)
15	15 がん登録等の推進に関する法律(平成二六年政令第一六〇号)は、廃止することとした。(附則第四条関係)
16	16 この政令は、法の施行の日(平成二八年一月一日)から施行することとした。ただし、14の規定は、公布の日から施行することとした。

◇競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令(政令第三二一号)(農林水産省)

1 海外競馬の競走の指定

農林水産大臣は、競馬法第三条の二第一項

又は第二〇条の二第一項の規定による指定をしようとする海外競馬の競走が、外国の行政機関その他これに準ずるもの監督を受け、国際競馬統括関連協定が定める方法により実施されるものでなければ、当該指定をしないこととした。(第三条及び第一五条関係)

3 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部改正関係

4 年金積立金管理運用独立行政法人の主たる事務所の所在地に関する経過措置の期限を定めた規定を削除することとした。(附則第八条関係)

5 福祉医療機構が承継債権管理回収業務において回収した債権の元本の金額が年金特別会計定期的に納付されることに伴い、年金特別会計の業務勘定から健康勘定等に繰り入れる収入に関する規定について所要の規定の整理を行うこととした。(第五七条関係)

6 この政令は、平成二七年一〇月一日から施行する」ととした。

7 ◇競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三二一号)(農林水産省)

競馬法の一部を改正する法律(平成二七年法律第八号)の施行期日を平成二七年一月一日とすることとした。

8 ◇競馬法の一部改正関係

9 海外競走勝馬投票執務委員

10 受領者による全国がん登録情報及び都道府県がん情報の保有の期間の限度は、当該情報の提供を受けた日から起算して五年を経過した日の属する年の一二月三一日又は当該情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間等とする」とした。(第九条関係)

11 法第四〇条第一項の規定による法第三十九条の規定その他の事項を考慮して原生労働大臣が定める基準に従つて算定した額(その額が当該費用につき現に要した金額を超えるときは、当該金額に二分の一を乗じて得た額)について行うこととした。(第一一条関係)

12 法第四〇条第一項の規定により情報の提供を受ける者が納付すべき手数料の額は、全国がん登録情報の匿名化及び提供等に要する額の合計額とする」とした。(第一一条関係)

13 法附則第二条第一項の政令で定める調査研究は、がんに係る調査研究のうち法の施行の日前にがんに係る調査研究の実施に係る計画においてその対象とされる者の範囲が定められたものとする」とした。(附則第二条第一項関係)

14 都道府県知事は、八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聽くこととする」とした。(附則第三条関係)

15 がん登録等の推進に関する法律(平成二六年政令第一六〇号)は、廃止することとした。(附則第四条関係)

16 この政令は、法の施行の日(平成二八年一月一日)から施行することとした。ただし、14の規定は、公布の日から施行することとした。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名・御璽

平成二十七年九月九日

内閣総理大臣 安倍晋三

**法律第六十五号**

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

**(個人情報の保護に関する法律の一部改正)**

第一条 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雜則(第五十一条 第五十五条)」を「第五章 個人情報保護委員会(第五十条 第六章 雜則(第六十六条 第七十二条)罰則(第五十六条 第五十九条)」を「第六章 雜則(第六十六条 第七十二条)罰則(第七十三条 第七十八条)」に改める。

**第六十五条**

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「有用性」を「適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下「番号利用法」という。)第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む)」を任務とする。

(所掌事務)

第五十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二 特定個人情報番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第五十四条第四項において同じ。の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

三 特定個人情報保護評価(番号利用法第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関する事務。

四 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

五 前各号に掲げる事務を行るために必要な調査及び研究に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職權行使の独立性)

第五十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職權を行ふ。

(組織等)

第五十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもつて組織する。

3 委員のうち四人は、非常勤とする。

4 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

5 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、

消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、

特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な

知識と経験を有する者並びに連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十

三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたもの)の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第五十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前

3 ともに、その概要を公表しなければならない。

4 第五十二条を第六十八条とし、第五十一条を第六十七条とする。

5 第五十条第一項中「前章」を「第四章」に改め、同条を第六十六条とする。

第五章を第六章とし、第四十九条の次に次の二章を加える。

第五章 個人情報保護委員会

(設置)

第五十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

4

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかるらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。

この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第五十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき。

五 務務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第五十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第五十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

(会議)

第五十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第五十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長は、委員会のある場合の第二項の規定の適用については、前条第一項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第六十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第六十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第六十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(秘密保持義務)

委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第六十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第六十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第一条 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十五条」に、「第一节 民間団体による個人情報の保護の推進(第三十六条)監督(第四十条)第四十六条」に、「第二节 姓名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六条)第三十九条」を「第三節 民間団体による個人情報の保護」に、「第四節 情報の保護の推進(第四十七条)第五十八条」を「第七十五条」に、「第七十三条」を「第八十二条」に改める。

2 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第八十二条」に改める。

3 「第七十五条」に、「第六十五条」を「第五十九条」に、「第七十四条」に、「第六十六条」を「第七十二条」に改める。

4 「第七十五条」に、「第八十二条」を「第八十八条」に改める。

5 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

6 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

7 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

8 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

9 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

10 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

11 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

12 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

13 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

14 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

15 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

16 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

17 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

18 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

19 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

20 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

21 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

22 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

23 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

24 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

25 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

26 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

27 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

28 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

29 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

30 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

31 「第七十五条」に、「第七十三条」を「第七十八条」に改める。

第二条に次の二項を加える。

この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようになしたものをいう。

第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元する)ことのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものと/orのその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という)を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

第六条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「譲する」の下に「とともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各國政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずる」を加える。

第七条第二項第六号中「第四十条第一項」を「匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項」に改める。

第十五条第二項中「相当の」を削る。

第十七条に次の二項を加える。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報が、本人、国、機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他の個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

方式で作られる記録」を「電磁的記録」に改める。

第十九条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条中「保つ」の下に「とともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する」を加える。

第二十三条第二項中「第三者に提供される個人データ」の下に「要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。」を「事項について」の下に「個人情報保護委員会規則で定めるところにより」を加え、「置いてくる」を「置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た」に改め、同項第三号中「手段又は」を削り、同項に次の二号を加える。

五 本人の求めは受け付ける方法

第二十三条第三項中「又は第三号」を「第三号又は第五号」に改め、「ついて」の下に「個人情報保護委員会規則で定めるところにより」を加え、「置かなければ」を「置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければ」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を

「前各項」に改め、同項第一号中「委託する」の下に「とともに伴つて当該個人データが提供される」を加え、同項第三号中「個人データを特定の者との間で共同して利用する」を「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される」に改め、同項を同条第五項とし、同

条第三項の次に次の二項を加える。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があつたときも、同様とする。

第七十八条第二号を削り、同条第一号中「第四十条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第二十六条第二項又は第五十五条の規定に違反した者

第七十八条を第八十八条规定する。

第七十七条第一項中「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。」を削り、「第七十四条及び第七十五条」を「第八十三条から第八十五条规定まで」に改め、同条を第八十七条とする。

第七十六条中「第七十三条」を「第八十二条及び第八十三条」に、「同条」を「これらの条」に改め、同条を第八十六条とする。

第七十五条中「第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十七条を第八十五条とする。

第七十四条中「第三十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条を第八十四条规定する。

第七十三条中「第六十三条」を「第七十二条」に改め、同条を第八十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八十三条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に關して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六章中第七十二条を第八十一条とする。

第七十一条中「行政機関」の下に「(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く)及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。」を加え、同条を第八十条とし、第七十条を第七十九条とする。

第六十八条及び第六十九条を削る。

第六十七条中「主務大臣」を「委員会」に改め、「権限」の下に「及び第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融厅長官に委任された権限」を加え、同条を第七十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(外国執行当局への情報提供)

第七十八条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行ふことができる。

3 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事實が特定された後ものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

4 委員会は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事件の捜査等の対象とされる行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国との保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合には、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

第五十六条第一項中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「個人情報を」を「個人情報等」に改め、同条第三項中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改め、「個人データ」の下に「又は匿名加工情報」を加え、「個人情報の」を「個人情報等の」に改め、同条を第七十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

（適用範囲）

第五十七条 第十五条、第十六条、第十八条（第二項を除く。）、第十九条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条及び次条の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関するものに該当する個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても適用する。

第五章中第六十五条を第七十四条とし、第六十条から第六十四条までを九条ずつ繰り下げる。

第五十九条第四項中「第五十六条第四号」を「第六十五条第四号」に改め、同条を第六十八条とし、第五十二条第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第五十四条第四項」を「第六十三条第四項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に二号を加える。

二 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

三 認定個人情報保護団体に関すること。

第五十二条第一項中「平成十一年法律第八十九号」を削り、同条を第五十九条とし、第四十九条を削る。

第四章第二節中同条を第五十八条とする。

第四十七条中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第五十七条とする。

第四十六条中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第五十六条とし、第四十五条を第五十五条とし、第四十四条を第五十四条とする。

## (権限の委任)

- 第四十四条** 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。
- 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。
- 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く)を金融庁長官に委任する。
- 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求(第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む)についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。
- (事業所管大臣の請求)
- 第四十五条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前二節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 第三十四条第一項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「第二十七条まで又は第三十条第二項」を「第二十二条まで、第二十三条(第四項を除く)、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第二項を除く)、第二十七条、第二十八条(第一項を除く)、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三条第二項若しくは第三十六条第六項を除く。」に改め、「場合」の下に「又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合」を加え、「当該個人情報取扱事業者」を「当該個人情報取扱事業者等」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「又は第二十三条第一項」を「第二十二条第一項、第二十四条若しくは第三十六条第一項、第二項若しくは第五項」に改め、「場合」の下に「又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八条の規定に違反した場合」を加え、「当該個人情報取扱事業者」を「当該個人情報取扱事業者等」に改め、同条中「主務大臣は、この節」を「個人情報の」を「個人情報等の」に、「助言」を「指導及び助言」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十二条の見出しを「報告及び立入検査」に改め、同条中「主務大臣は、」を「個人情報保護委員会は、前二節及び」に改め「個人情報取扱事業者」の下に「又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という)」を加え「個人情報の」を「個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という)」に「報告させる」を「必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (匿名加工情報の作成)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めた記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行つた加工の方法に関する情報の漏えいを防止するための必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めた記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行つた加工の方法に関する情報の漏えいを防止するための必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に

に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
- (匿名加工情報の提供)
- 第三十七条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を(自ら個人情報を加工して作成したもの)を除く。以下この節において同じ)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報を含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 第三十八条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するため、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- (識別行為の禁止)

安全管理措置等

**第三十九条** 営業情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

**第三節 監督**  
第三十条第一項中、「第二十四条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、「通知」の下に「を求められたとき」を加え、「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に、「求められた」を「の請求を受けた」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の二条を加える。  
*(平成十五年六月二十四日付)*

**第三十四条** 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ該訴えの事実を陳述する。

規定清一格

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。  
らかじめ、当該請求を行ひ、かつ、その到達した日から一週間を経過した後でなければ、その請求  
えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、  
この限りでない。

3 前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求による反対命令の申立てについて準用する。

第一十九条の見出し中「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改め、同条第一項中「第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第一項の規定によ

**一項** を加え、「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改め、「その求め」の下に「又は請求」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改め、同条を第

## 三十二章とその説。

**第二十六条第一項、第二十七条第三項、第二十八条第三項、第二十九条第三項又は前条第五項**に、「求められた」を「求

められ、又は請求された】に改め、同条を第二十一条とする。

に、「前項の規定に基づき求められた」を「第三項の規定による請求に係る」に改め、同項を同条第三項とする。

**五項**とし、**同条第一項中**「本人から当該本人が譲りざれる保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されている」という理由によって、当該保有個人データの第三者への提

供の停止を要求された場合であつて、その求め<sup>1</sup>を「前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求<sup>1</sup>に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項第一号に規定する個人情報を除くして、当該個人情報を特定することができるものとみなす場合は、当該個人情報を「個人情報」とする。

当該保有個人データの第三項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供しているときは、  
者への提供の停止を請求することができる。

第二十七条第一項中「本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱つてある」という理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものである」という理由

によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）

求を求める場合であつて、その求め」を「前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

第二十七条を第三十条とする。

**第二十六条第二項中**「前項の規定に基づき求められた」を「第一項の規定による請求に係る」に改め、**同項を同条第三項とし、同条第一項中**「本人から」当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

**第二十七条**「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

**第二十八条**「第二十九条とする。

**第二十九条第三項中**「第一項本文」を「第二項本文」に、「同項」を「第一項及び第二項」に改め、**同項を同条第四項とし、同条第二項中**「前項の規定に基づき求められた」を「第一項の規定による請求に係る」に改め、「したとき」の下に「又は当該保有個人データが存在しないとき」を加え、**同項を同条第二項とし、同条第一項中**「本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせるることを含む。以下同じ。）を求められた」を「前項の規定による請求を受けた」に改め、**同項を同条第二項とし、同条に第十一条第二項を第二十九条とする。**

**第二十五条**「個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

**第二十六条**「個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

**第二十七条**「個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外）にある国又は地域をいう。以下同じ。」（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が譲り受けたこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国における第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならぬ。この場合においては、**同条の規定は、適用しない。**

**第二十八条**「（第三者提供に係る記録の作成等）

**第二十九条**「個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第一条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十二条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあっては、第二十三条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

**第二十条**「個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

**二十六条** 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報等の提供を受けた際の確認等を実施する。

保護委員会規則で定めるところにより次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、こ

の限りでない。

当該第三者の氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で  
代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

## 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行ふ場合において  
情報取扱事業者に対し、当該確認に係る事項を偽つてはならない。  
当該個人

個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行つたときは、個人情報保護委員会規則で

定めることにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で

定める期間保存しなければならない。  
附則第五条中「第二十三条第四項第三号」を「第二十三条第五項第二号」に改める。

**三条** 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十一条第五号中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。  
〔文三 著者権の制限に関する法律等に関する法律の一部改正〕

**四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律)**

律第二十七号) の一部を次のように改正する。

目次中「特定個人情報保護評価」を「特定個人情報保護評価等」に第二十六卷を第二十六  
〔第六章 特定個人情報保護委員会〕

第三十五条に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、

### 第三節 雜則（第五十七條）

<sup>1</sup> 第六十二条を「第六十一条」、第六十三条を「第六十二条」、第六十四条を「第六十三条」、第六十五条を「第六十四条」、第六十六条を「第六十五条」、第六十七条を「第六十六条」、第六十八条を「第六十七条」、第六十九条を「第六十八条」、第七十条を「第六十九条」、第七十一条を「第七十条」、第七十二条を「第七十一条」、第七十三条を「第七十二条」、第七十四条を「第七十三条」、第七十五条を「第七十四条」、第七十六条を「第七十五条」、第七十七条を「第七十六条」、第七十八条を「第七十七条」、第七十九条を「第七十八条」、第八十条を「第七十九条」、第八十一条を「第八十条」、第八十二条を「第八十一条」、第八十三条を「第八十二条」、第八十四条を「第八十三条」、第八十五条を「第八十四条」、第八十六条を「第八十五条」、第八十七条を「第八十六条」、第八十八条を「第八十七条」、第八十九条を「第八十八条」、第九十条を「第八十九条」、第九十一条を「第九十条」、第九十二条を「第九十一条」、第九十三条を「第九十二条」、第九十四条を「第九十三条」、第九十五条を「第九十四条」、第九十六条を「第九十五条」、第九十七条を「第九十六条」、第九十八条を「第九十七条」、第九十九条を「第九十八条」、第一百条を「第九十九条」、第一百零一条を「第一百条」、第一百零二条を「第一百零一条」、第一百零三条を「第一百零二条」、第一百零四条を「第一百零三条」、第一百零五条を「第一百零四条」、第一百零六条を「第一百零五条」、第一百零七条を「第一百零六条」、第一百零八条を「第一百零七条」、第一百零九条を「第一百零八条」、第一百一十条を「第一百零九条」、第一百一十一条を「第一百一十条」、第一百一十二条を「第一百一十一条」、第一百一十三条を「第一百一十二条」、第一百一十四条を「第一百一十三条」、第一百一十五条を「第一百一十四条」、第一百一十六条を「第一百一十五条」、第一百一十七条を「第一百一十六条」、第一百一十八条を「第一百一十七条」、第一百一十九条を「第一百一十八条」、第一百二十条を「第一百一十九条」、第一百二十一条を「第一百二十条」、第一百二十二条を「第一百二十一

**十条**に、「第六十七条—第七十七条」を「第五十一条—第六十条」に改める。

第一項中「第四十五条第四項を除き、」を削除し、同条第十一項中「第七章」を「第三章」に改め、同条第十四項中「第二十七條及び附則第二条において」を「第七章を除き、以下」

に改め、同条第十五項中「第五十八条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

**第十四条第二項中「第六十七條」を「第五十二条」に改める**

を「個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第十二号中「第五十三条」を「第六十

三十号令に改め 同条第十四号中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める。

**第二十一条第一項中「特定個人情報保護委員会」を「委員会」に改める。**

**第二節 特定個人情報保護評価**を**第二節 特定個人情報保護評価等**に改める。

情報保護評価」を加え、「以下「特定個人情報保護評価」という」を「をいう」に改め、同条第

二項中「特定個人情報保護委員会」を「委員会」に改める。

**規則**に、**特定個人情報保護委員会規則**を、「**個人情報保護委員会規則**」に、「ついて、特

**「特定個人情報保護委員会規則」を「ついて、個人情報保護委員会規則」に改め、同項第七号中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改め、同条第二項中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改め、**

**第五章第一節中第二十八条の次に次の三条を加える。**

(研修の実施)

**第二十八条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十五条の二において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。**

(委員会による検査等)

**第二十八条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。**

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

(特定個人情報の漏えい等に関する報告)

**第二十八条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に関する重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。**

第二十九条第一項の表第十一条第一項及び第三項の項、第三十条第一項の表第十条第一項及び第三項の項及び同条第二項の表第十条第一項及び第三項の項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第五章第二節中第三十五条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の保護を図るために連携協力)

**第三十五条の二 委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。**

第六章の章名を次のように改める。

**第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等**

第六章第一節を削る。

第六章第二節を削る。

第六章第三節を削る。

第六章第四節を削る。

第六章第五節を削る。

第六章第六節を削る。

第六章第七節を削る。

第六章第八節を削る。

第六章第九節を削る。

第六章第十節を削る。

第六章第十一節を削る。

第六章第十二節を削る。

第六章第十三節を削る。

第六章第十四節を削る。

第六章第十五節を削る。

第六章第十六節を削る。

第六章第十七節を削る。

第六章第十八節を削る。

第六章第十九節を削る。

第六章第二十節を削る。

第六章第二十一節を削る。

第六章第二十二節を削る。

第六章第二十三節を削る。

第六章第二十四節を削る。

第六章第二十五節を削る。

第六章第二十六節を削る。

第六章第二十七節を削る。

第六章第二十八節を削る。

第六章第二十九節を削る。

第六章第三十節を削る。

第六章第三十一節を削る。

第六章第三十二節を削る。

第六章第三十三節を削る。

第六章第三十四節を削る。

第六章第三十五節を削る。

第六章第三十六節を削る。

第六章第三十七節を削る。

第六章第三十八節を削る。

第六章第三十九節を削る。

第六章第四十節を削る。

第六章第四十一節を削る。

第六章第四十二節を削る。

第六章第四十三節を削る。

第六章第四十四節を削る。

第六章第四十五節を削る。

第六章第四十六節を削る。

第六章第四十七節を削る。

第六章第四十八節を削る。

第六章第四十九節を削る。

第六章第五十節を削る。

第六章第五十一節を削る。

第六章第五十二節を削る。

第六章第五十三節を削る。

第六章第五十四節を削る。

第六章第五十五節を削る。

第六章第五十六節を削る。

第六章第五十七節を削る。

第六章第五十八節を削る。

第六章第五十九節を削る。

第六章第六十節を削る。

第六章第六十一節を削る。

第六章第六十二節を削る。

第六章第六十三節を削る。

第六章第六十四節を削る。

第六章第六十五節を削る。

第六章第六十六節を削る。

第六章第六十七節を削る。

第六章第六十八節を削る。

第六章第六十九節を削る。

第六章第七十節を削る。

第六章第七十一節を削る。

第六章第七十二節を削る。

第七十三条中「第五十一条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第五十六条とする。第七十四条中「第五十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第五十七条とし、第七十五条を第五十八条とする。

第七十六条中「第六十七条から第七十二条まで」を「第五十一条から第五十五条まで」に改め、同条を第五十九条とする。

第七十七条第一項中「第六十七条、第六十八条、第七十条又は第七十三条から第七十五条まで」を「第五十一条、第五十二条、第五十四条又は第五十六条から第五十八条まで」に改め、同条を第六十条とする。

附則第三条の次に次の二条を加える。

(日本年金機構に係る経過措置)  
第三条の二 日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかるわざ、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

附則第五条中「前二条」を「附則第二条から前条まで」に改める。

附則第六条中第二項及び第三項を削り、第四項を第一項とし、第五項から第八項までを二項ずつ繰り上げる。

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のようにより改める。

目次中「第三十五条の二」を「第三十二条の二」に、「第三十六条—第四十一条」を「第二十二条—第四十条」に改め、「第三十七条」に、「第四十二条—第四十五条」を「第三十八条—第四十一条」に、「第四十六条—第五十条」を「第四十二条—第四十六条」に、「第五十二条—第六十条」を「第四十七条—第五十六条」に改める。

第十九条第一項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第八項中「第五十二条」を「第四十七条」に改める。

第十九条第二項中「第五十二条」を「第四十七条」に改める。

第三十九条を「第三十五条」に改める。

第二十七条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第二十八条の二中「第三十五条の二」を「第三十二条の二」に改める。

第二十九条第三項中「第二条第三項」を「第二条第五項」に、「保有する」を「保有し、又は保有しようとする」に、「並びに第二十三条」を「第二十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条まで」に改め、同項の表第二十七条规定の項中「第二十七条第二項」を「第三十条第三項」に改め、「第二十三条规定第一項」の下に「又は第二十四条」を加える。

第三十一条中「個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事業者等実施者であつて、國の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のもの)」を「個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者」に改める。

第三十二条の前の見出し及び同条から第三十五条までを削り、第三十五条の二を第三十二条の二とする。

第三十六条中「場合において」の下に「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における」を加え、第六章中同条を第三十二条とし、第三十七条を第三十三条とし、第三十八条から第四十二条までを四条ずつ繰り上げる。

第七章中第四十二条を第三十八条とする。

第四十三条第一項中「第四十五条」を「第四十二条」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十四条中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十条とし、第四十五条を第四十二条とする。

第八章中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条までを四条ずつ繰り上げる。

第九章中第五十一条を第四十七条とし、第五十二条から第五十五条までを四条ずつ繰り上げる。

第五十六条中「第三十七条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十七条中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十八条を第五十四条とする。

第五十九条中「第五十二条から第五十五条まで」を「第四十七条から第五十二条まで」に改め、同条を第五十五条とする。

第六十条第一項中「第五十二条、第五十四条又は第五十六条から第五十八条まで」を「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条まで」に改め、同条を第五十六条とする。

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条—第二十八条の四」を「第二十七条—第二十九条の四」に、「第二十九条—第三十二条の二」を「第三十条—第三十二条の二」に、「第三十二条—第三十七条」を「第三十三条—第三十八条」に、「第三十八条—第四十二条」を「第三十九条—第四十二条」に、「第四十二条—第四十六条」を「第四十三条—第四十七条」に、「第四十七条—第五十六条」を「第四十八条—第五十七条」に改める。

第二条第八項中「第四十七条」を「第四十八条」に改め、同条第十四項中「情報提供者」の下に「並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報提供者及び条例事務関係情報提供者」を「行われる第十九条第七号」の下に「又は第八号」を加え、同条第十五項中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第九条第五項中「第十九条第一号から第十四号まで」を「第十九条第一号から第十五号まで」に改める。

第十四条第二項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

第十九条第一号中「(とき)」の下に「個人番号利用事務実施者が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二十九条第一項、厚生年金保険法第二条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあつては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。」を加え、同条第二号

中「第十号」を「十一号」に改め、同条第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十一号を十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 条例事務関係情報提供者(第九条第一項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の規定で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するためには同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するためには同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるものを(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供不ツワーカシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

第二十一条第一項第一号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。  
 第二十二条第二項第一号中「第三十条第一項」を「第三十一項」に改め、同項第二号中「第三十三条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同項第四号中「第三十条第四項」を「第三十一项第四項」に改める。  
 第四項に改める。  
 第五十六条第一項中「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条まで」を「第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条まで」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十五条中「第四十七条から第五十二条まで」を「第四十八条から第五十二条まで」に改め、同条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とする。

第五十三条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第五十四条规定とする。

第五十二条中「第三十三条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十五条を第五十二条とし、第五十条を第五十五条とする。

第四十九条中「第二十五条」の下に「第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とする。

第八章中第四十六条を第四十七条とし、第四十二条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第七章中第四十一条を第四十二条とする。

第四十条中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「第四十二条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条条を第三十九条とする。

第六章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とする。

第三十五条中「第十九条第十二号」を「第十九条第十三号」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十三条とする。

第五章第二節中第三十二条の二とし、第三十二条とする。

第三十条第一項の表第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又

は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第二項」の下に「これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同条第二項中「する第二十三条第三項」の下に「第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同項の表第三十五条の項中「又

は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第二項」の下に「これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、

同条第四項の表第二十六条第一項の項中「第一項」の下に「これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、「第二十九条」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」の下に「これらの規定を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」

を加え、同条を第三十一条とする。

第二十九条第一項中「第二十三条」の下に「第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同条第四項の表第二十六条第一項の項中「第一項」の下に「これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、「第二十九条」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」の下に「これらの規定を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」

を加え、同条を第三十一条とする。

第五章第一節中第二十八条の四を第二十九条の四とし、第二十八条の三を第二十九条の三とする。

第二十八条の二中「第三十二条の二」を「第三十二条の二」に改め、同条を第二十九条の二とす

る。

第二十八条中「第十九条第十一号から第十四号まで」を「第十九条第十一号から第十五号まで」に改め、同条を第二十九条とす。

第二十七条第三項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第五項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第六項中「第十九条第七号」の下に「若しくは第八号」を加え、「同号」を「これら」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とす。

第四章第二節中第二十五条の次に次の二条を加える。  
 (第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条第二十一項(第一項を除く)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十二条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号)と「情報提供等事務」にとあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

附則第三条の二に次の二項を加える。

2 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかるわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

別表第一の二の項中「支給」の下に「保健事業若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の四の項中「遺族前払一時金の支給」の下に「保健事業若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の六の項の次に次のように加える。

六の二 厚生労働大臣

職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの

六十一の二の二特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十八年法律第二項第五十一条)の規定する賃貸住宅の建設計定及び規定期長市町村長	特定期限内に賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--	--

別表第一の九十二の項中「支給」の下に「又は就職支援措置の実施」を加える。

別表第二の八の項中「地方税関係情報又は住民票関係情報」を「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報

ので留学生 あつ邦活 人保護 て等支 務援 省給 令付 で定 めら るも報 残	ので_的 は神 者手 帳、福 祉、等 て者 者に 主務 務省 令報 で定 めら るも報 残	ので_的 害知 害者 者、福 祉、等 て者 者に 主務 務省 令報 で定 めら るも報 残	ので_的 害知 害者 者、福 祉、等 て者 者に 主務 務省 令報 で定 めら るも報 残	ので_的 害知 害者 者、福 祉、等 て者 者に 主務 務省 令報 で定 めら るも報 残
に改め、同表の十一の項中「地方税関係情報又は住民票関係情報」				

を  
一児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険

給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報】に改め、同表の十一の項中

障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国籍留学生等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	活動を総合的に支援するための法付関係情報に改め、同表の六え、同表の七十四の項中「地方の項の次に次のように加える。
-----------------------	--	--------------------------------------	--

百十六 市町村	厚生労働大臣又は 日本年金機構等	都道府県知事等	都道府県知事	市町村長
子どもも 育てたもの のための支 援事務施設 にあつての 地域教育法 主実子と保 育省令によ る子どもの 育付する事 務を定め たものであ るが、この 事務は支 援事務の基 礎である。	國民年金法 による障害 基礎年金の 支給を定め たものであ るが、この 支給は支 援事務の基 礎である。	生活保護 関係情報又 は中国殘留 邦人等の支 援給付等の 情報を定め たものであ るが、この 情報は支 援事務の基 礎である。	児童扶助法 による障害 基礎年金の 支給を定め たものであ るが、この 支給は支 援事務の基 礎である。	児童扶助法 による障害 基礎年金の 支給を定め たものであ るが、この 支給は支 援事務の基 礎である。
市町村長	市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	市町村長
改め、同表の百十六の項を次のように改 め。	改め、同表の百八の項中 「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「貸付け」の下に「に関する情報、障害者自立支援給付関係情報」を加え、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に、「一時帰国旅費又は中国殘留邦人等の支援給付等の支給に関する情報」を「若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国殘留邦人等の支援給付等の支給に関する情報」に改め、同表の百八の項中	改め、同表の百八の項中 「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「貸付け」の下に「に関する情報、障害者自立支援給付関係情報」を加え、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に、「一時帰国旅費又は中国殘留邦人等の支援給付等の支給に関する情報」を「若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国殘留邦人等の支援給付等の支給に関する情報」に改め、同表の百八の項中	改め、同表の百八の項中 「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「貸付け」の下に「に関する情報、障害者自立支援給付関係情報」を加え、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に、「一時帰国旅費又は中国殘留邦人等の支援給付等の支給に関する情報」を「若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国殘留邦人等の支援給付等の支給に関する情報」に改め、同表の百八の項中	改め、同表の百八の項中 「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「貸付け」の下に「に関する情報、障害者自立支援給付関係情報」を加え、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に、「一時帰国旅費又は中国殘留邦人等の支援給付等の支給に関する情報」を「若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国殘留邦人等の支援給付等の支給に関する情報」に改め、同表の百八の項中

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

三 第六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)(以下「番号利用法」という)第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。並びに附則第十五条、第六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。)並びに附則第二十四条及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「新個人情報保護法」という)第二十二条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出のみなす。

(外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置)

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があつたものとみなす。

(主務大臣がした処分等に関する経過措置)

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律(以下「旧個人情報保護法」という)又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三千六条又は第四十九条に規定する主務大臣(以下この条において單に「主務大臣」という。)がした勅告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勅告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対する手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対ししてされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対しして届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定による改正後の番号利用法(以下この条において「新番号利用法」という。)又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勅告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勅告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

(特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置)

第五条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に第四条の規定による改正前の番号利用法(以下この条において「旧番号利用法」という。)又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勅告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法(旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号))を含む。次項において同じ。又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対ししてされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法(新番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を含む。次項において同じ。)又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対しして届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。)第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれまでの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(守秘義務に関する経過措置)

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお前条の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るために指針の策定に当たっての配慮)

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

卷之二

**第十二条** 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第一条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する個人情報第二項に規定する法律(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報)をいう。以下この項において同じ。)を含む)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第十三条** 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に用いために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、所要の改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第十四条** 政府は、前項に定める所のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第十五条** 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第六号に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、預付個人番号の提供を受ける方法及び第七条の規定に基づく改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つゝ、所要の措置を講ずるものとする。

**第十六条** 政府は、行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百四号))第二条に規定するサイバーセキュリティをいう)に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第十七条** 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

**第十八条** 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう  
に改正する。

第一条第十四号の二及び第四十七号の二中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

別表第一官職名の欄中「特定個人情報保護委員会委員長」を「個人情報保護委員会委員長」に、「特  
定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(預貯金等の管理)

**第十二条の二** 金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう)は、政令で定めるところにより、預貯金等の情報(預貯金等の

(預金保険法第一条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第一条第三項に

(厚生年金保険法の一部改正)  
**第十五条 厚生年金保険法(昭和二年五月二十二日法律第二百四十九号)第百条の二第五項中「住所」**

の指導の利用等に関する法律（平成十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人（こうじん）」を一部改正する。（国民年金法の一部改正）

**第十六条** **個人年金法**（昭和三十四年法律第二百四号）の下に「**個人番号**」を加える。  
**第八条第一項中「住所」の下に「個人番号**」を加え、**同条第二項中「住所」の下に「個人番号」を加える。**

**第十七条** 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のようない  
目次中「第七十四条の十三」を「第七十四条の十三の二」に改める。  
第七章の二中第七十四条の十三の次に次の一条を加える。

**(預貯金者等情報の管理)**

第七十四条の二の一 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号（定義）に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十二号）第二条第一項（定義）に規定する農水産業協同組合をいう。）は、政令で定めるところにより、預貯金者

4 結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、附則第一條第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受け方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう）に関する対策の実効性及び実施が重要なことと鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策及び実施について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定

を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

に改正する。  
第一条第十四号の二及び第四十七号の二中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

**別表第一**（官職名の欄中）特定個人情報保護委員会委員長を「個人情報保護委員会委員長」に改める。  
**定個人情報保護委員会の**を「個人情報保護委員会」に改める。  
**（地方税法の一部改正）**

**四条 地方税法**（昭和二十五年法律第二百二十一条の十一の次に次の一条を加える）

(預貯金者等の情報の管理)  
二十二条の十一の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。）は、政令で定めるところにより、預貯金者等の情報（預貯金者等に係る預金保険法第一条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に

**第十九条** 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正す  
（住民基本台帳法の一部改正）

第三十条の十第一項中「(第一号)」の下に「及び第二号」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。



